

凡例

- 一、本巻は琉球王国評定所文書第一巻である。
- 一、本巻は東京大学法学部法制史資料室所蔵の琉球評定所記録（旧琉球藩評定所書類）を収録したものである。
- 一、収録史料中の標題に付されている番号（例、三十二など）は旧琉球藩評定所書類目録（東京大学史料編纂所所蔵）の中の整理番号である。
- 一、本巻は旧琉球藩評定所書類目録（東京大学史料編纂所所蔵）中の整理番号に従い、通巻番号順に収録してある。
- 一、本巻は全体を総括する総説及び付説と、各資料ごとの解題、および資料本文よりなるが、各資料ごとの解題の末尾には解題執筆者を明示してある。
- 一、筆耕は法政大学沖繩文化研究所蔵の写真複製本のコ

四

ピーを用いておこない、判読の困難な部分については原本と照合した。

一、収録に際しては出来るだけ原史料の体裁を留めるよう努力したが、編集の都合上、以下の変更を加えた。

- 1 旧漢字は原則として新漢字に改めた。
- 2 「里」「筑」の略字体はそれぞれ「里之子」「筑登之」と表記した。
- 3 変体仮名「ま」「に」「あ」「さ」「ち」「ろ」はそのまま生かし、他は原則として平仮名に直した。例、幾↓き、留↓る、楚↓そ、連↓れなど。
- 4 朱書の箇所は「」でくくり区別した。
- 5 明らかな誤字・脱字については訂正したり、（マ）と注記した。また、脱字については「」で訂正した。
- 6 判読できなかった文字は□や□□で示し、虫損などの理由で判読不可能なものは□□^{（虫喰）}と表記した。
- 7 必要な箇所に編者注を入れたが、必要最少限にと

どめてある。

8 原資料にはないが、句読点を付した。

9 その他、内容を損わない範囲で編集の都合上変更を加えてある。

一、本巻収録の「二 朝鮮人拾壹人慶良間島漂着馬艦船を以送越候日記」「四 大島より送参候唐人滞在中日記」「五 朝鮮人十人国頭間切安田村に漂着ニ付送届候日記」「十 玉城間切奥武村に唐船漂着如泊那覇乗廻本船を致帰帆候日記」は、校正にあたり、沖縄県史料前近代5（漂着関係記録）を参照した。

一、本巻の二箇所に登場するハングル文字の部分の編者注は県史料前近代5（漂着関係記録）中のものをそのまま掲載させていただいた。

一、本巻収録の「五 朝鮮人十人国頭間切安田村に漂着ニ付送届候日記」は原本に表題が無く、旧琉球藩評定所書類目録には「朝鮮人十人国頭間切安田村に漂着ニ付御蔵敷へ囀置介抱接貢船ヨリ唐へ送届候日記」

とあるが、長文ゆえ改作して掲げた。

一、「六 年中各月日記」一三二五号は原文では「一五二五号」の朱書番号が付いている。しかし、旧琉球藩評定所書類目録と番号を対照したところ、「一五二五号」は「咸豊四年から五年産物方日記」であり、妥当ではない。一方、「一三二五号」は「道光二十四年年中各月日記」とあり年代や内容も付合する。そこで「一三二五号」として本巻に収録した。

一、本巻収録の史料の活用については東京大学法学部の理解と協力を得た。記して感謝申し上げたい。